

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	修理仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号	
品名 又は 件名	カタログ通信機器 (地上通信機器等) ----- 修理(診断)		3補LPS-EH581075-5	
			大承 臣認	令和 年 月 日
			作成	平成28年 4月 1日
			改正	令和 4年12月13日
				令和 6年 1月25日
作成部 隊等名	第3補給処			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、カタログ通信機器（地上通信機器等）の修理（診断）について規定する。

1.2 対象機器及び数量

対象機器（製造会社名を含む。）及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

1.3.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、型式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる製品

1.3.2

診断

本来の機能及び性能を発揮できない装備品等の修理の範囲、内容及び程度を決定するため、分解、洗浄（清掃）、部品点検及び故障探求等を実施する一連の作業

1.3.3

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官を通じて調達要求元と協議する。

品 名	カタログ通信機器（地上通信機器等） 修理（診断）
-----	--------------------------

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

3 補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

b) 法令等

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号令和 3 年 1 月 21 日）
 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装普武第 188 号 31. 1. 9）

c) 技術資料 対象機器に適用される取扱説明書

d) その他

航空自衛隊第 3 補給処官給品等取扱要領（以下，“官給品等取扱要領”という。）

2 整備に関する要求

整備の工程は、受入れ、診断、組立、包装及び診断報告書の作成とする。

2.1 受入れ

対象機器の受入れは、3 補LPS-E00001 の 2.3 により実施する。

2.2 診断

契約の相手方は、対象機器の受入れ後、1.4 c) の技術資料に示されている機能及び性能を発揮させるために必要な診断を実施する。ただし、製造会社又は製造会社から移管を受けた修理会社がアフターサービスを終了したこと等により技術資料の入手が困難である場合は、監督官の確認を得て契約の相手方が作成した技術資料を使用する。

2.3 組立

梱包、納入（返却）するため必要最小限の組立を実施する。

2.4 包装

包装は、商慣習による。ただし、診断の結果、修復不可能と判断されたものは包装を行わない。

2.5 IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たり IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

なお、該当しない品目は、調達品目表による。

品名	カタログ通信機器（地上通信機器等） 修理（診断）
----	--------------------------

3 監督・検査

監督及び検査は、3補LPS-E00001の6.2による。

4 その他の指示

4.1 診断報告書

診断報告書は、診断を実施した結果について、3補LPS-E00001の附属書Aに示す診断報告書を速やかに作成し、資材計画部資材計画課長に1部提出する。

4.2 寄託品の取扱い

契約の相手方は、契約に基づき受領した寄託品についての取扱いを官給品等取扱要領に定めるところにより実施する。

4.3 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

なお、適用については、調達品目表に示す。